

資料 1

議事要旨

会議名	令和４年度第２回芦屋中央病院評価委員会			会場	芦屋町役場 ３階３１会議室	
日 時	令和４年８月９日（火） 午後１時３０分～午後２時４５分					
件名・議題	１．委員紹介 ２．議題 （１）第１回評価委員会議事要旨について （２）令和３事業年度における業務実績報告書の自己評価に対する意見について （３）第２期中期目標期間に見込まれる業務実績報告書の自己評価に対する意見について （４）第３期中期目標（案）について ３．その他 （１）今後のスケジュール					
委員等の出欠	委 員 長	村松 圭司	出	オブザーバー （病院）	櫻井 俊弘	出
	副委員長	貞安 孝夫	欠	オブザーバー （病院）	森田 幸次	出
	委 員	中野 徹	出	オブザーバー （病院）	竹井 安子	出
	委 員	須賀 由美子	出	オブザーバー （病院）	檜田 房男	出
	委 員	武藤 淳	出	オブザーバー （病院）	中野 悟子	出
	委 員	内海 猛年	出	オブザーバー （病院）	市村 修	出
	事 務 局	溝上 竜平	出	オブザーバー （病院）	肥川 一元	出
	事 務 局	志村 裕子	出	オブザーバー （病院）	坂本 林太郎	出
	事 務 局	泉原 香織	欠			

【合意・決定事項】

○議題（１）第１回評価委員会議事要旨について

第１回議事録要旨の内容について了承を得た。

○議題（２）令和３事業年度における業務実績報告書の自己評価に対する意見について

令和３事業年度における業務実績報告書の委員会の評価について以下のとおり決定した。

すべての項目において委員会の評価は、法人評価と同様とする。

第３－１－（１）健全な経営の維持

委員会の評価は、法人評価と同様とする。

ただし、「公立病院での黒字経営について評価する」ことを意見として明記する。

○議題（３）第２期中期目標期間に見込まれる業務実績報告書の自己評価に対する意見について

第２期中期目標期間に見込まれる業務実績報告書の委員会の評価について以下のとおり決定した。

すべての項目において委員会の評価は、法人評価と同様とする。

○議題（４）第３期中期目標（案）について

中期目標の法的根拠や今回の改正ポイントについて説明した。

第２期中期目標と比較して第３期中期目標（案）で変更となった点について説明した。

○その他（１）今後のスケジュールについて

令和３事業年度及び第２期中期目標期間に見込まれる業務実績報告書に対しての今後の流れについて確認した。

第３期中期目標（案）に対する意見の提出について確認した。

【議事要旨】

○議題（１）第１回評価委員会議事要旨について

（委員長） 第１回評価委員会議事要旨について、事実と異なる点などがあれば指摘をいただきたい。

（委員） 指摘なし。

（委員長） では、第１回評価委員会の議事要旨については、このとおりとし、後日町のホームページに公開していただきたい。

○議題（２）令和３事業年度における業務実績報告書の自己評価に対する意見について

○議題（３）第２期中期目標期間に見込まれる業務実績報告書の自己評価に対する意見について

事務局から、業務実績報告書の病院評価と委員評価に相違がある項目について説明（コメントを紹介、関連するため一括して説明）。（令和３事業年度は４項目、第２期中期目標期間は３項目）

（委員長） では、委員会の評価として取りまとめを行う。議題（２）と（３）は関連するため、評価についても一括して行う。また、時短での会議をということなので、事務局から説明のなかった法人評価と委員評価が一致しているところについては、この内容のとおり委員会評価を決定するがどうか。

・・・「質疑なし。」・・・

（委員長） では、相違のある項目について審議する。まず、１ページ目の令和３事業年度及び第２期中期目標期間については、いずれも（４）救急医療への取組みにおいて、法人評価のⅢに対し、委員の評価にⅢとⅣがある。意見はあるか。

（委員） 過去の実績で平成３０年度から見ると、救急車による患者、時間外患者とも右肩上がりが増え続けている。実績と比較するための計画を定めるのは大変難しいが、どちらの数値も増加しているのは、救急隊員からの信頼や病院に対する安心感があるからだと考える。病院は控え目に評価してⅢとしているだろうが、計画どおり順調に受入れが増えていると判断し、Ⅳと評価した。

（委員長） ほかに、意見はあるか。

(委 員) 私も救急車による患者や時間外患者が年々増加しているので、Ⅳという思いはある。ただ、専門医がいないことで夜間の対応ができないことがあると町民からも聞く。救急に特化した病院ではないので、致し方ないが、そのあたりをもう少し努力してもらおう思いでⅢと評価している。

(委員長) ほかに、意見はあるか。

(委 員) 私もⅢとしたが、確かに受入れ患者数は増えている。しかし、救急隊はすべての病気に対して受入れ能力のある病院に依頼することが多い。町民にとっては、スムーズな搬送というものが重要であり、数ではなく受入れの質を評価することでⅣを目指すべきと考える。

(委員長) 何か事務局や病院からの意見はあるか。

(病 院) 法人評価を上回る評価をいただきありがたいが、夜間の対応が足りていないところがある。数は増えているが、夜間の対応が不十分ということで、将来的に頑張っていく意味でも評価をⅢとしている。

(委員長) ほかに、意見はあるか。

(委 員) 意見なし。

(委員長) では、意見をまとめると委員からは受入れ患者数は伸びているが、時間外の受け入れや患者にとってはどのような体制が望ましいかを今後考える必要があるという意見があった。また、病院からも夜間の受け入れが不十分であるとあった。よって、「救急医療への取組み」に関して、委員会の評価はⅢとすることでもいいか。

(委 員) 異議なし。

(委員長) では、(4) 救急医療への取組みに関しては、令和 3 事業年度及び第 2 期中期目標期間の委員会評価はどちらもⅢとする。

次に、令和 3 事業年度の意見書 2 ページ、(3) 総合相談窓口の充実において、法人評価のⅤに対し、委員の評価にⅣとⅤがある。意見はあるか。

委員のコメントには「前年度を参考にすべき」とあり、Ⅳと評価している方がいる。これについて意見はあるか。補足だが、件数としては、前年と比べる

と微増、相談員の体制が1人増えている。

(委 員) 意見なし。

(委員長) 計画と比べると実績は非常に高い数値になっている。また、昨年度より増加しており、件数は微増、体制も1人増え強化されている。

よって、特に意見がなければ委員会の評価をVとしていいか。

(委 員) 異議なし。

(委員長) では、令和3事業年度の(3)総合相談窓口の充実は委員会評価をVとする。第2期中期目標期間については、委員全員がVとしているので、問題ない。

次に、意見書一覧3ページ目、(1)健全な経営の維持と(3)支出の節減については、コメント及び評価のずれが関連しているので、一括して検討する。どちらも法人評価のⅢに対し、委員の評価にⅢとⅣがある。意見はあるか。

(委 員) 計画と比較すると十分に上回っているという判断でⅣと評価している。コロナ対策補助金により経常利益がプラスになっていると言うが、補助金が全額収入になるのではなく、コロナ対策による支出があるはずである。収入と支出の差引がプラスとなっているというのは、コロナ対策補助金もあるが、それ以外の経営努力も十分に反映されていると考える。よって、評価はⅣとした。

(委員長) ほかに、意見はあるか。

(委 員) 以前は全国に自治体病院が1,400ほどあったが、統合されたり廃院になったりして今は800ほどになっている。そのうち補助金抜きで黒字の病院は、ほとんどない。中でも大垣市民病院がトップであり、近隣では大分県立病院がある。補助金なしで、経営が黒字であるということは素晴らしいことである。

(委 員) その補助金というのは、町からの繰出金なども含めたものか。

(委 員) 自治体からの繰入金も全くなしで黒字の病院、そういう病院は非常に少ない状況である。ただ、芦屋中央病院は新型コロナ補助金を有効に使い、黒字を出しており、また、町からの繰入金の額も増えていない状況が維持でき、町の負担にならない経営をしているのでⅢと評価していたが、Ⅳと評価したい。

(委員長) ほかに、意見はあるか。

(委員) 行政関係は基本的に補助金も収入であり、それから目的に伴った支出を差し引いた後、残れば利益になる。今回、利益が上がっているということでⅣでもいいと思うが、次年度が懸念される。

独法化された際に、いかに収益を上げるかというのが町民の望み、また議会も同じ思いである。よって、黒字になるということは本当によいことであり、Ⅳでもいいが、将来的に考えてⅣと判断するか。病院はどう考えているのか。

(病院) 法人の評価を上回る評価をいただき、大変ありがたい。令和３年度は繰出金とコロナの補助金の二つのプラス要因があった。繰出金に関しては毎年もらっている。繰出金なしで、黒字経営するというのは稀有なことである。しかし、繰出金なしで黒字を目指すべきだとも考えている。病院としては、ぎりぎり黒字だということでⅢという評価にしている。

(委員長) 財政面では非常によく努力をしている。今の意見から私もⅣでいいという思いはあるが、委員会としてはⅣに極めて近いⅢとしようと思うがいいか。

(委員) 異議なし。

(委員長) では、令和３事業年度及び第２期中期目標期間の（１）健全な経営の維持と（３）支出の節減はいずれも委員会評価をⅢとする。

○議題（４）第３期中期目標（案）について

事務局から中期目標の法的根拠や今回の改正ポイント及び第２期中期目標と比較して第３期中期目標（案）で変更となった点について説明。

(委員長) 第３期中期目標（案）について、質問や意見はあるか。

(委員) ２ページの（１）の地域医療への貢献について、今回「県の策定する医療計画に基づいた地域医療構想を踏まえ」と新たに入っているが、これは今回、県が新たに策定する計画が何かあるのか。

(病院) 今回、新型コロナウイルス感染症が日本で蔓延したことも踏まえて、新たに医療計画が変更されることがあり、それに伴い、地域医療構想調整会議で、感染症のことも含め、検討をしていくことになる。このことが令和５年度からの

中期目標期間内に行われるというものである。

(委 員) 第3期中期計画の中には、県の策定する地域医療構想がある程度加味されるということか。また、反映した計画を作ることか。

(病 院) 概要としては、感染症対策が盛り込まれるというふうに、国等から情報が入っている。平常時からどのように対応すべきかなどの内容を盛り込むべきだと思っている。

ただし、地域によって求められるものは若干異なってくると思うので、そのことについては地域医療構想調整会議、特に北九州医療圏の先生方の話をしっかり把握しながら対応することになると思う。

(委 員) 今回の議題はあくまでも中期目標なので、これに沿って策定する計画の中に今言われたような内容が入ることでもいいか。

(病 院) そのとおりである。

(委員長) 地域医療構想は、2017年に策定した2025年時点における計画であり、第3期中期目標期間とかぶってくるところと思う。一方、今国で議論している第8次医療計画に関しては、新興感染症の追加がある。従ってどういった計画にするのかにもよるが、必要病床数や地域のニーズを踏まえて、病床機能の分化や連携について、2025年のことを計画に載せるのであれば、「地域医療構想」と目標に記載すべきである。しかし、計画の内容が新感染症への対応等であれば、地域医療構想は医療計画の下にある計画なので、中期目標に「医療計画」とだけ記載してもいいのではないか。

(病 院) 中期目標に地域医療構想と記載したのは、北九州地域医療構想調整会議の議論を見据えて、その進展を踏まえてという意味で記載している。よって、若干書きぶりは修正する必要があると考える。

(委員長) ほかに、意見はあるか。全体をとおしての意見をどうぞ。

(委 員) 5ページの働き方改革への対応は、シンプルに、国の推進する働き方改革に適切に対応することでもいいと思う。公立病院の多くは大学病院からの応援で成り立っている。先日の九州の公立病院の協議会でも、2025年に労基が認める勤務体制が課せられることとなると言われていた。医師の時間外労働の上

限年 960 時間などは、当直、宿日直を応援してもらっている病院は非常に厳しい状況である。労基が認める病院は 10 病院のうち一つか二つしかなかった。芦屋中央病院の状況はどうか。

(病 院) この働き方改革については、委員が指摘するように、医師の時間外の勤務に関することが一番重要である。当院の場合は、A 水準であり、今のところ当院の医師を含んだ職員については、時間外労働の大きな逸脱はない。また、今年度は、当直、宿日直を含めた大学からの応援はないので影響はない。よって、令和 5 年度からの 4 年間では働き方改革について、あまり議論をする項目がないと考えており、シンプルな目標記載になっている。しかし、働き方改革への対応は、非常に重要な項目であるので外すことはできないと考えている。

(委員長) ほかに、意見はあるか。

では、4 ページの (3) 総合相談窓口業務の充実で、「窓口というと受け付けを連想する」という説明があったが、充実させたいのは窓口業務ではなく、総合相談の業務だと考える。窓口だけで総合相談をしているわけではなく、窓口で受け、そこから先の総合的な連携、解決というところが重要であると思う。業務を追加するより総合相談業務を充実させる方がわかりやすいと思うので検討を。

(病 院) 私は「窓口」という言葉を取りたかったが、当院では「総合相談窓口」が一つの用語になって定着し、使われている。そのため、「業務」と字句を付け、総合相談窓口業務となった。私としては、総合相談業務が充実していくことが、本筋だと思っているので、わかりやすいように再度、検討する。

(委員長) ほかに、意見はあるか。

なければ、意見等があった 2-1- (1) 地域医療への貢献、2-1- (6) 予防医療への取組み、2-3- (3) 総合相談窓口業務の充実については、再度検討を。

○その他 今後のスケジュールについて

事務局から令和 3 事業年度における業務の実績に関する意見書 (案) 及び第 2 期中期目標期間に見込まれる業務の実績に関する意見書 (案) の今後の流れについて説明を行った。

また、第 3 期中期目標 (案) に対する意見の提出及び次回の評価委員会の日程について説明した。

(委員長) 本日メールで送って来る中期目標 (案) は、本日の意見が反映されたものか。

(事務局) 意見が反映されたものではなく、本日資料として提出している中期目標(案)を送る。目標への反映は、会議後にいただいた意見も含めて、次回の評価委員会で行う。

(委員長) ほかに、質問はないか。
では、本日の委員会は終了する。

(閉 会)

4 芦 住 保 第 5 8 0 号
令 和 4 年 8 月 2 9 日

地方独立行政法人芦屋中央病院
評価委員会委員長 様

芦屋町長 波多野 茂丸



地方独立行政法人芦屋中央病院第2期中期目標の期間の終了時の検討について
(意見の聴取)

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第30条第2項の規定により、下記の事項について貴評価委員会の意見を求めます。

記

○地方独立行政法人芦屋中央病院第2期中期目標の期間の終了時の検討について

第 3 期中期目標（案）に対する意見及び町の考え方

	第 3 期 中期目標（案）
前 文	芦屋中央病院（以下、「病院」という。）は、平成 27 年 4 月に経営形態を地方独立行政法人へ移行し、平成 30 年 3 月の新築移転により診療機能・環境を充実して現在に至っている。この間、地域住民の医療ニーズに応じて、医療・介護・保健・福祉などの各機関・施設と連携し、町内唯一の病院として安全で良質な医療等を提供し地域の発展に貢献してきた。 平成 31 年度から令和 4 年度までの第 2 期中期目標の期間中において、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が発生した。病院は、日本での流行当初から感染症対策として発熱外来窓口を開設し、新型コロナウイルス感染症に対応する協力医療機関として病床の確保と疑似症・感染患者の入院を受け入れた。さらに、町のワクチン接種事業への多大な貢献など公立病院としての使命を果たした。 このような困難な状況の中でも、病院は良質な医療の提供に加え、質の向上につながる取り組みを継続している。また、迅速な意思決定や予算の自律的かつ弾力的な運営ができることなど地方独立行政法人制度の特長を活かし、医師をはじめ多くの医療従事者を確保し、患者数及び医業収益が増加するなど、一定の成果を上げている。しかし、人件費などの固定費の増加もあり、なお経営の健全化に向けた努力が必要である。 地域の高齢化が進む中、芦屋町地域包括支援センターを中心に進めている地域包括ケアシステムの深化・推進において、病院は地域の医療機関や介護施設などと連携を密にし、入院患者の在宅復帰などに貢献している。加えて在宅療養中の患者に対応するため、在宅療養支援病院としての体制を整えたことは評価できる。しかし、要介護高齢者などの在宅生活を支えるため、さらに在宅医療の普及を進めていく必要がある。 第 3 期中期目標の策定に当たっては、国の推進する公立病院経営強化プランを踏まえ、第一に、法人移行後 8 年及び新築移転後 5 年を経過していることから、将来にわたり持続可能な経営基盤を確立すること、第二に、「いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや」の実現のため、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に地域の中核病院として貢献することを重点目標として求める。 ここに地方独立行政法人芦屋中央病院が達成すべき業務運営に関する第 3 期中期目標を次のとおり定める。
委員意見	①第 1 段落の「・・・と連携し、町内唯一の病院として・・・」を「・・・と連携する町内唯一の病院として・・・」という表現が適切だと思う。第 2 段落の「・・・病院は、当初から感染症対策として・・・」を「病院は、日本での流行当初から・・・」という表現が良いと思う。 ②第 3 期中期計画に「国の推進する公立病院経営強化プランを踏まえ」の文言が入ったのは評価できる。
町の考え方	①「・・・と連携し、町内唯一の病院として」は、各機関・施設と連携しながらという意味合いとしたいので、原案どおりとする。「病院は、当初から感染症対策として・・・」は「病院は、日本での流行当初から・・・」という方がわかりやすいため、意見どおりとする。 ②公立病院において、経営強化プランを策定する必要がある、中期目標にその内容を入れることで経営強化プランを別途策定しなくてよいため、中期目標、中期計画に盛り込んで取り組んでいく。

第3期中期目標（案）に対する意見及び町の考え方

第1 中期目標の期間	
	令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間とする。
第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化	
(1) 地域医療への貢献	芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として、<u>県の策定する医療計画やに基づいた地域医療構想等を踏まえ</u>、保有する137病床を堅持し、高齢者医療をはじめ多様化する医療ニーズに対応すること。 急性期から終末期までに対応した医療を提供し、在宅医療の普及への取り組みに努め、地域医療の中心的な役割を担うこと。
委員意見	①案文の通り地域医療構想は医療計画に基づくものであるが、次の期間中に医療計画の見直しが予定されていることや、地域医療構想の目標年である2025年を迎える予定である。案文では地域医療構想のみを踏まえる意味となってしまうため、<u>「県の策定する医療計画や地域医療構想等を踏まえ、」</u>としてはどうか。 ②「<u>県の策定する医療計画に基づいた地域医療構想を踏まえ</u>」の文章は残し良いと思います。地域医療ニーズ、健全な病院経営をしっかりとアピールし、統合等を進めるような地域医療構想があったとしても芦屋中央病院が地域に必須であることを検証し続けていただきたい。 ③県の平成29年度以降の医療・介護提供体制改革スケジュールには、第8次医療計画（2024年以降）においても地域医療構想の策定が組み込まれている。また、中期目標の内容も地域医療構想の目的と相違ないものであり、よって「<u>医療計画に基づいた地域医療構想を踏まえ</u>」という記載で良いと考える。 ④県の策定する医療計画に基づいた「地域医療構想」の中における芦屋中央病院と、前文でいう「地域の中核病院」である芦屋中央病院との関係は。
町の考え方	①②③医療計画及び地域医療構想どちらも踏まえる意味としたいため、①の意見どおりとする。 ④地域医療構想は2025年に地域で必要となる病床数を推計した上で、それに対応する医療提供体制の構築を目指し、地域における医療機関の役割分担や連携の強化を目指すものである。公立病院は率先して役割を明確化することが求められており、地域医療構想調整会議において公的医療機関等2025プランにより将来の方向性を示し、協議の上認められることが求められている。（芦屋中央病院はすでに認められている）。 芦屋中央病院の2025プランでは今後担うべき役割として、急性期機能を維持しつつ地域で不足している回復期機能に厚みを持たせケアミックスを維持する方針となっている。また、地域医療連携や在宅医療等の強化により地域包括ケアシステムにおける医療の中核としての役割を果たすことを具体的な方針として掲げている。 前文でいう「地域の中核病院」とは、芦屋町唯一の病院として地域包括ケアシステムにおいてこれらの医療資源を活用し、医療の側面から住民を支える病院であると考えており、機能や役割の面で「地域医療構想」の中における芦屋中央病院と整合しているものとする。

第3期中期目標（案）に対する意見及び町の考え方

（２）在宅医療の推進	芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を実現するため、地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担うこと。 病院が保有している訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所及び訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなどの機能を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。
（３）地域医療連携の強化	近隣の大学病院等の基幹病院との連携による後方支援機能の充実や地域の病院・診療所及び介護施設等との連携を深め、地域で一体的、かつ、切れ目のない医療提供体制を強化すること。
（４）救急医療への取組	芦屋町における唯一の病院として、近隣の基幹病院などとの連携を図り、迅速、かつ、適切な対応がとれる救急医療体制を充実させること。
委員意見	①「唯一の入院機能を有する病院」という理解でよい。
町の考え方	①そのとおりである。
（５）災害及び新興感染症に対する医療協力	災害時には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、または発生しようとしている場合には、芦屋町、地域の災害拠点病院及び医師会等と連携して迅速、かつ、適正な対応をとること。
（６）予防医療の強化	芦屋町と連携し、後期高齢者医療制度及び社会保険や国民健康保険等を対象とした住民健診の受け入れ体制を充実させること。 企業健診などを充実し、地域で働く人の健診機会の拡大に努めること。 予防接種等を継続して実施すること。
（７）地域包括ケアシステムへの貢献	地域包括支援センター及び医療・介護・福祉施設等の関係機関との連携を図り、協働して芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進の実現に努めること。 また、在宅ケアを支援するとともに、高齢者の健康増進及び介護予防事業に協力すること。

第3期中期目標（案）に対する意見及び町の考え方

2 医療の質の向上	
(1) 医療安全の徹底	医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。 また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。
(2) 医療従事者の確保	医療サービスの維持・向上を図るため、 <u>常勤医師の確保をはじめ、医師、看護職員及びコメディカル職員についても、職場環境の整備や教育体制の充実を図り、人材確保及び育成に取り組むこと。</u>
委員意見	①非常勤医師には該当しない印象を受けるので、赤字部分を訂正。 <u>常勤医師の確保をはじめ、医師、看護職員及びコメディカル職員について職場環境の整備や教育体制の充実を図り、人材確保及び育成に取り組むこと。</u>
	②職場環境ではハラスメント対策推進、教育体制では認定資格取得推進など具体策があればより良い医療サービスに繋がると思う。職員満足度調査を定期的に行い職場環境の見直しに繋げて欲しい。
	③第2期中期目標の前文にある「医療従事者から選ばれる病院」の理念が引き継がれ、反映されているという理解でよい。
町の考え方	①訂正案が良いと考え、訂正案どおりの修正を行う。
	②引き続き資格取得費用の助成を行うなど、職員の声を聞きながら職場環境の整備を行っていく。
	③そのとおりである。人事考課制度を活用し、働きがいのある職場環境の整備等を行うことで、医療従事者からも選ばれる病院を目指す。

第3期中期目標（案）に対する意見及び町の考え方

（３）計画的な医療機器等の整備	地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器を計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。
委員意見	①前項と同様に、「医療従事者から選ばれる病院」の理念が医療機器の面においても引き継がれている、という理解でよい。
町の考え方	①そのとおりである。独法化により柔軟な医療機器の購入が可能となり、コストを抑えることも十分に配慮しつつ、医療従事者がモチベーションを保てるよう、医療機器等の計画的な整備を行う。
（４）第三者評価機関による評価	第三者評価機関などの評価を継続して受けることにより、提供するサービス及び経営の質の向上に活用すること。
３ 患者サービスの向上	
（１）患者中心の医療の提供	患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底すること。
（２）患者快適性及び職員の接遇の向上	外来では待ち時間の短縮等、病棟では快適な入院生活のための環境整備による快適性の向上を目指すこと。 職員一人ひとりが接遇の向上に努め、快適性のさらなる向上を目指すこと。
委員意見	①患者満足度調査を定期的に行い診療内容、待ち時間、接遇、窓口業務などにつき意見をもらい改善に努めてほしい。
町の考え方	①患者満足度調査は、引き続き感染症対策を講じながら行い、患者の声を拾い上げ、常に改善に努める。

第3期中期目標（案）に対する意見及び町の考え方

(3) 総合相談窓口業務の充実	地域住民が抱える問題を医療・保健・介護・福祉施設等の関連機関と連携して解決できるように総合相談窓口業務の充実に努めること。
委員意見	①国保直診等が行う保険事業として「総合相談窓口」という用語が用いられており、窓口という用語を外すことは困難であると考え、「 <u>事業の充実に努めること。</u> 」としてはどうか。
	②「総合相談窓口」への思い入れが病院として存在し、医療、介護、福祉など具体的業務対応の充実に努めるとの事で文言は残して良いと思う。
	③芦屋町が「総合相談窓口」に対する思い入れが強いということを（芦屋町のホームページでも垣間見ることができる）尊重して、「総合相談窓口」はそのままの記載でよいと考える。ただ、総合相談窓口業務となると、事務的に受け取られる懸念もあるため記載の工夫が必要ではないかと思う。例えば、総合相談窓口の～等。
	④「総合相談窓口」が受付作業ではなく、問題解決の一連の活動であると定義すれば原案のままでよいと考える。一連の活動に係る人すべてが、受付作業も担うという文化を定着させることにもつながるのではないかと。
町の考え方	①②③④町は国民健康保険の保健事業として「総合相談窓口」の実施を芦屋中央病院に委託しており、国保の補助金として800万円が県から交付されている。そのため、意見どおり「総合相談窓口」という言葉は残さなければならない。また、保健事業の取組みの一つであるため、「総合相談事業」というよりは「業務」にした方がいいと考える。よって、原案どおとりとする。
(4) 地域住民への医療情報の提供	医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、地域住民を対象とした講座への講師派遣及び広報誌やホームページでの情報提供等、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。
4 法令遵守と情報公開	医療法をはじめとする関係法令を遵守し、自治体病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。 また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。

第3期中期目標（案）に対する意見及び町の考え方

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
1 法人運営管理体制の確立	理事会等の意思決定機関のもと、地方独立行政法人法に対応した法人の運営が適切に行われるよう、法人への権限委譲と責任の所在を明確化した効率的、かつ、効果的な運営管理体制を継続すること。 また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を推進すること。
2 業務運営の改善と効率化	
(1) 働き方改革への対応	国の推進する働き方改革に適切に対応すること。
委員意見	①A水準の勤務体制、時間外勤務、宿日直勤務も問題なく適切な対応がされている。
	②芦屋中央病院ではこれといった課題がないということなので、詳細な記述をすることなく、原案でよいと考える。
	③新規の項目であり、芦屋中央病院として取組むべき具体的な目標が必要ではないか。（例：病院長が発言された医師の時間外勤務など）
町の考え方	①②第3期中期目標期間において、法人では働き方改革に対する大きな課題はないと考えるため簡潔な記述にしている。
	③中期目標では、上記のとおり簡潔な記述とするが、中期計画で具体的な取組みを記載する。
(2) 人事考課制度の適切な運用	貢献した者を的確に評価し、職員のモチベーション向上につなげるため、人事考課制度の適切な運用に努めること。
委員意見	①職員に理解されやすく現場に則した人事考課制度であり評価項目の見直しを行いつつ、さらにモチベーション向上を目指してほしい。
町の考え方	①職員のモチベーション向上につながるよう、客観的な評価を行い、処遇に反映させていく。また、働き方改革と人事考課制度の両輪を機能させ、医療従事者に選ばれる病院を目指す。

第3期中期目標（案）に対する意見及び町の考え方

（３）予算の弾力化	地方独立行政法人制度の特徴である、中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行により、効率的、効果的、かつ、迅速な事業運営に努めること。
（４）計画的かつ適切な職員配置	高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員の育成を行い、計画的、かつ、適切な職員配置を行うこと。 また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。 さらに、事務部門については、法人職員の採用や研修の充実等により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図ること。
（５）研修制度の推進	職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的に研修を行うこと。
第４ 財政内容の改善に関する事項	
１ 持続可能な経営基盤の確立	
（１）健全な経営の維持	自治体病院としての使命を継続的に果たしていくため、より一層の効率的、効果的な業務運営を行うことで、健全経営を維持し継続すること。
（２）収入の確保	１３７病床を堅持し、診療報酬の改定や法改正等に的確に対処することで、収入を確保するとともに、未収金の発生防止策や回収の強化に努めること。 また、地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供及び効果的な病床管理による病床稼働率の向上及び外来患者の増加、また、在宅医療の利用者の増加により収入の増加を図ること。
（３）支出の節減	医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入方法の見直しや、複数年契約など、効率的・効果的な事業運営に努め、引き続き費用の節減・合理化に取り組むこと。 病院機能の維持に必要な人員を把握し、適正な採用計画を立案すること。
委員意見	①ジェネリック医薬品80%を目指してほしい。
町の考え方	①法人ではジェネリック医薬品の導入により診療報酬上の加算を得ることはできないが、国の政策を鑑み計画に具体的な数値を導入し、80%を目指す。

第3期中期目標（案）に対する意見及び町の考え方

第5 その他業務運営に関する重要事項	
1 施設の維持	施設維持に必要な整備を計画的、かつ、適正に実施し、長期的に安全な施設 <u>運用</u> <u>利用</u> に努めること。
委員意見	①より主体的な表現として、「 <u>利用</u> 」を「 <u>運用</u> 」へ変更。
	②設備維持の計画を実施するための資金確保（たとえば計画的な貯蓄）についても、検討いただきたい。
町の考え方	①施設維持のために主体的にかかわるため、意見どおり運用に修正する。
	②単年度で利益は出ているが、繰越欠損金があり剰余金がないため施設維持のための積立はできない状況であると考え。目標には明記していないが、設備維持のための資金確保は長期的に重要であり、意見を参考に今後検討する。
2 国民健康保険診療施設の役割	国民健康保険診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ、健康の維持及び増進に寄与するとともに、総合相談窓口を維持し、適切な対応を行うこと。
委員意見	①「総合相談窓口業務の充実」に対して、ここでは「総合相談窓口」という表現で充分なのか、検討いただきたい。
町の考え方	①国保直診所（国民健康保険診療施設）が行う保健事業として「総合相談窓口」という用語が用いられており、また、県及び国診協（公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会）からこの記載での事業承認を得ているため、原案どおりとする。

地方独立行政法人芦屋中央病院 第3期中期目標（案）

目 次

前文

第1 中期目標の期間

第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

（1）地域医療への貢献

（2）在宅医療の推進

（3）地域医療連携の強化

（4）救急医療への取組

（5）災害及び新興感染症に対する医療協力

（6）予防医療の強化

（7）地域包括ケアシステムへの貢献

2 医療の質の向上

（1）医療安全の徹底

（2）医療従事者の確保

（3）計画的な医療機器等の整備

（4）第三者評価機関による評価

3 患者サービスの向上

（1）患者中心の医療の提供

（2）患者快適性及び職員の接遇の向上

（3）総合相談窓口業務の充実

（4）地域住民への医療情報の提供

4 法令遵守と情報公開

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の確立

2 業務運営の改善と効率化

（1）働き方改革への対応

（2）人事考課制度の適切な運用

（3）予算の弾力化

（4）計画的かつ適切な職員配置

（5）研修制度の推進

第4 財政内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

（1）健全な経営の維持

（2）収入の確保

（3）支出の節減

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設の維持

2 国民健康保険診療施設の役割

前文

芦屋中央病院（以下、「病院」という。）は、平成２７年４月に経営形態を地方独立行政法人へ移行し、平成３０年３月の新築移転により診療機能・環境を充実して現在に至っている。この間、地域住民の医療ニーズに応じて、医療・介護・保健・福祉などの各機関・施設と連携し、町内唯一の病院として安全で良質な医療等を提供し地域の発展に貢献してきた。

平成３１年度から令和４年度までの第２期中期目標の期間中において、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が発生した。病院は、日本での流行当初から感染症対策として発熱外来窓口を開設し、新型コロナウイルス感染症に対応する協力医療機関として病床の確保と疑似症・感染患者の入院を受け入れた。さらに、町のワクチン接種事業への多大な貢献など公立病院としての使命を果たした。

このような困難な状況の中でも、病院は良質な医療の提供に加え、質の向上につながる取り組みを継続している。また、迅速な意思決定や予算の自律的かつ弾力的な運営ができることなど地方独立行政法人制度の特長を活かし、医師をはじめ多くの医療従事者を確保し、患者数及び医業収益が増加するなど、一定の成果を上げている。しかし、人件費などの固定費の増加もあり、なお経営の健全化に向けた努力が必要である。

地域の高齢化が進む中、芦屋町地域包括支援センターを中心に進めている地域包括ケアシステムの深化・推進において、病院は地域の医療機関や介護施設などと連携を密にし、入院患者の在宅復帰などに貢献している。加えて在宅療養中の患者に対応するため、在宅療養支援病院としての体制を整えたことは評価できる。しかし、要介護高齢者などの在宅生活を支えるため、さらに在宅医療の普及を進めていく必要がある。

第３期中期目標の策定に当たっては、国の推進する公立病院経営強化プランを踏まえ、第一に、法人移行後８年及び新築移転後５年を経過していることから、将来にわたり持続可能な経営基盤を確立すること、第二に、「いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや」の実現のため、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に地域の中核病院として貢献することを重点目標として求める。

ここに地方独立行政法人芦屋中央病院が達成すべき業務運営に関する第３期中期目標を次のとおり定める。

第 1 中期目標の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 4 年間とする。

第 2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

(1) 地域医療への貢献

芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として、県の策定する医療計画やに基づいた地域医療構想等を踏まえ、保有する 137 病床を堅持し、高齢者医療をはじめ多様化する医療ニーズに対応すること。

(2) 在宅医療の推進

芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を実現するため、地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担うこと。

病院が保有している訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所及び訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなどの機能を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。

(3) 地域医療連携の強化

近隣の大学病院等の基幹病院との連携による後方支援機能の充実や地域の病院・診療所及び介護施設等との連携を深め、地域で一体的、かつ、切れ目のない医療提供体制を強化すること。

(4) 救急医療への取組

芦屋町における唯一の病院として、近隣の基幹病院などとの連携を図り、迅速、かつ、適切な対応がとれる救急医療体制を充実させること。

(5) 災害及び新興感染症に対する医療協力

災害時には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、または発生しようとしている場合には、芦屋町、地域の災害拠点病院及び医師会等と連携して迅速、かつ、適正な対応を取ること。

(6) 予防医療の強化

芦屋町と連携し、後期高齢者医療制度及び社会保険や国民健康保険等を対象とした住民健診の受け入れ体制を充実させること。

企業健診などを充実し、地域で働く人の健診機会の拡大に努めること。

予防接種等を継続して実施すること。

(7) 地域包括ケアシステムへの貢献

地域包括支援センター及び医療・介護・福祉施設等の関係機関との連携を図り、協働して芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進の実現に努めること。

また、在宅ケアを支援するとともに、高齢者の健康増進及び介護予防事業に協力すること。

2 医療の質の向上

(1) 医療安全の徹底

医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。

また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。

(2) 医療従事者の確保

医療サービスの維持・向上を図るため、常勤医師の確保をはじめ、医師、看護職員及びコメディカル職員についても、職場環境の整備や教育体制の充実を図り、人材確保及び育成に取り組むこと。

(3) 計画的な医療機器等の整備

地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器を計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。

(4) 第三者評価機関による評価

第三者評価機関などの評価を継続して受けることにより、提供するサービス及び経営の質の向上に活用すること。

3 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるように説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底すること。

(2) 患者快適性及び職員の接遇の向上

外来では待ち時間の短縮等、病棟では快適な入院生活のための環境整備による快適性の向上を目指すこと。

職員一人ひとりが接遇の向上に努め、快適性のさらなる向上を目指すこと。

(3) 総合相談窓口業務の充実

地域住民が抱える問題を医療・保健・介護・福祉施設等の関連機関と連携して解決できるように総合相談窓口業務の充実に努めること。

(4) 地域住民への医療情報の提供

医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、地域住民を対象とした講座への講師派遣及び広報誌やホームページでの情報提供等、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。

4 法令遵守と情報公開

医療法をはじめとする関係法令を遵守し、自治体病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。

また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の確立

理事会等の意思決定機関のもと、地方独立行政法人法に対応した法人の運営が適切に行われるよう、法人への権限委譲と責任の所在を明確化した効率的、かつ、効果的な運営管理体制を継続すること。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を推進すること。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 働き方改革への対応

国の推進する働き方改革に適切に対応すること。

(2) 人事考課制度の適切な運用

貢献した者を的確に評価し、職員のモチベーション向上につなげるため、人事考課制度の適切な運用に努めること。

(3) 予算の弾力化

地方独立行政法人制度の特徴である、中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行により、効率的、効果的、かつ、迅速な事業運営に努めること。

(4) 計画的かつ適切な職員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員の育成を行い、計画的、かつ、適切な職員配置を行うこと。

また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。

さらに、事務部門については、法人職員の採用や研修の充実等により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図ること。

(5) 研修制度の推進

職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的に研修を行うこと。

第4 財政内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 健全な経営の維持

自治体病院としての使命を継続的に果たしていくため、より一層の効率的、効果的な業務運営を行うことで、健全経営を維持し継続すること。

(2) 収入の確保

137病床を堅持し、診療報酬の改定や法改正等に的確に対処することで、収入を確保するとともに、未収金の発生防止策や回収の強化に努めること。

また、地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供及び効果的な病床管理による病床利用率の向上及び外来患者の増加、また、在宅医療の利用者の増加により収入の増加を図ること。

(3) 支出の節減

医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入方法の見直しや、複数年契約など、効率的・効果的な事業運営に努め、引き続き費用の節減・合理化に取り組むこと。

病院機能の維持に必要な人員を把握し、適正な採用計画を立案すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設の維持

施設維持に必要な整備を計画的、かつ、適正に実施し、長期的に安全な施設運用利用に努めること。

2 国民健康保険診療施設の役割

国民健康保険診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ、健康の維持及び増進に寄与するとともに、総合相談窓口を維持し、適切な対応を行うこと。

中期目標と中期計画 対比表

資料 5

	第 3 期 中期目標（案）	第 3 期 中期計画（案）
前 文	芦屋中央病院（以下、「病院」という。）は、平成 2 7 年 4 月に経営形態を地方独立行政法人へ移行し、平成 3 0 年 3 月の新築移転により診療機能・環境を充実して現在に至っている。この間、地域住民の医療ニーズに応じて、医療・介護・保健・福祉などの各機関・施設と連携し、町内唯一の病院として安全で良質な医療等を提供し地域の発展に貢献してきた。 平成 3 1 年度から令和 4 年度までの第 2 期中期目標の期間中において、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が発生した。病院は、日本での流行当初から感染症対策として発熱外来窓口を開設し、新型コロナウイルス感染症に対応する協力医療機関として病床の確保と疑似症・感染患者の入院を受け入れた。さらに、町のワクチン接種事業への多大な貢献など公立病院としての使命を果たした。 このような困難な状況の中でも、病院は良質な医療の提供に加え、質の向上につながる取り組みを継続している。また、迅速な意思決定や予算の自律的かつ弾力的な運営ができることなど地方独立行政法人制度の特長を活かし、医師をはじめ多くの医療従事者を確保し、患者数及び医業収益が増加するなど、一定の成果を上げている。しかし、人件費などの固定費の増加もあり、なお経営の健全化に向けた努力が必要である。 地域の高齢化が進む中、芦屋町地域包括支援センターを中心に進めている地域包括ケアシステムの深化・推進において、病院は地域の医療機関や介護施設などと連携を密にし、入院患者の在宅復帰などに貢献している。加えて在宅療養中の患者に対応するため、在宅療養支援病院としての体制を整えたことは評価できる。しかし、要介護高齢者などの在宅生活を支えるため、さらに在宅医療の普及を進めていく必要がある。 第 3 期中期目標の策定に当たっては、国の推進する公立病院経営強化プランを踏まえ、第一に、法人移行後 8 年及び新築移転後 5 年を経過していることから、将来にわたり持続可能な経営基盤を確立すること、第二に、「いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや」の実現のため、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に地域の中核病院として貢献することを重点目標として求める。 ここに地方独立行政法人芦屋中央病院が達成すべき業務運営に関する第 3 期中期目標を次のとおり定める。	地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人芦屋中央病院第 3 期中期目標（以下「中期目標」という。）で示されたとおり、国の推進する公立病院経営強化プランを踏まえ、第一に将来にわたり持続可能な経営基盤を確立すること、第二に「いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや」の実現のため、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に地域の中核病院として貢献することを目指す。また、町内唯一の入院機能を有する病院として地域医療の中心的役割を担い、その機能を持続的に発揮するため、医療を取り巻く環境の変化に迅速、かつ、柔軟に病院運営を行い、医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的、かつ、体系的に提供することを目指す。 下記の病院理念及び基本方針並びに ISO9001 基本方針を踏まえ、ここに、芦屋町長から示された中期目標を達成するための地方独立行政法人芦屋中央病院第 3 期中期計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。 ○病院理念 ・地域住民に信頼される病院 ・地域医療機関に信頼される病院 ・職員に信頼される病院 ○基本方針 1 医療をとおして地域住民の健康の維持と増進に努め、地域の発展に貢献します。 2 地域の医療水準の向上に努め、質の高い医療を提供します。 3 地域住民の医療・介護・保健・福祉に貢献します。 4 地域の医療機関、保健福祉施設などの各関係機関と連携を深め、在宅医療の支援を強化します。 5 大学等のがん治療病院と連携を深め、がん治療及び終末期医療の充実を図ります。 6 医療安全と感染対策に取り組み、安全・安心な医療を提供します。 7 患者の権利と尊厳を尊重し、個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを守ります。 8 働きやすい職場環境づくりに努め、職員の教育・研修を充実します。 9 上記、8 項目を実現し継続していくため、健全な病院経営を行います。 ○ISO9001 品質方針 ①私たちは「医療の質の向上」「安全」「おもいやり」を心がけ、患者さん中心の医療を行います。 ②私たちは「専門職として何に取り組むべきか」を考え続けます。 ③私たちは専門分野への研鑽・職務遂行と、他部門との協力を両立します。 ④地方独立行政法人芦屋中央病院は、専門教育ならびに組織人として必要な教育に力をいれ、病院および職員のさらなる質の向上をめざし、職員からも信頼される職場づくりを推進します。 ⑤地域の皆さんが必要とする医療に取り組み、病院・診療所・施設等との連携を大切にし、地域包括ケアシステムの中核病院を目指します。

第 1 中期目標の期間		
	令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの 4 年間とする。	令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの 4 年間とする。

第 2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化		
(1) 地域医療への貢献	芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として、県の策定する医療計画や地域医療構想等を踏まえ、保有する 137 病床を堅持し、高齢者医療をはじめ多様化する医療ニーズに対応すること。急性期から終末期までに対応した医療を提供し、在宅医療の普及への取り組みに努め、地域医療の中心的な役割を担うこと。	県の策定する医療計画や地域医療構想等を踏まえ、保有する 137 床を堅持し、在宅医療の普及に努め、高齢者医療をはじめ多様化する医療ニーズに対応する。ケアミックス型の病床運営を維持し在宅医療の普及に努め、急性期から慢性期及び終末期までの入院機能に加え、在宅医療及び外来診療まで切れ目のない医療提供体制に努め、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に対し地域の中核病院としての役割を果たす。 地域医療に必要な診療科を確保するとともに、複数の医師を有する診療科では、地域完結を目指し、質の高い高度な医療を提供する。 芦屋町やその周辺地域では高齢化が進んでいるが、高齢者は複数の疾患を抱える傾向が強いことから、今後も常勤医師及び非常勤医師の活用を含め、現在保有している診療科を維持していく。 がん患者への対応は重要であり、今後がん患者の増加が予想される。その治療も多様化しており、当院は高度急性期以降の治療を担う外来化学療法の実施に引き続き努める。また、終末期では、緩和ケア病床を活用する。 口腔ケアについては、誤嚥性肺炎の予防や減少だけでなく、生活の質の向上、ADL の改善に有効なため、取組の充実に努める。
(2) 在宅医療の推進	芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を実現するため、地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担うこと。 病院が保有している訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所及び訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなどの機能を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。	芦屋町高齢者福祉計画では、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進により、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供が計画されている。 患者支援センターにおいては訪問診療に関する体制整備に努め、また、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、訪問リハビリ及び通所リハビリでは、地域における在宅医療の状況を把握し、適切かつ質の高い在宅医療の提供に努める。さらには、地域医療連携室と協力し、在宅療養支援病院として地域ニーズに応じた一体的で総合的な在宅医療及び介護サービスの提供に努める。

(3) 地域医療連携の強化	近隣の大学病院等の基幹病院との連携による後方支援機能の充実や地域の病院・診療所及び介護施設等との連携を深め、地域で一体的、かつ、切れ目のない医療提供体制を強化すること。	地域医療連携室は、医療機関や介護・福祉施設と連携を密にし、患者に適切な医療・介護・福祉サービスを提供することを目的とした相談を行う。退院時には、在宅復帰支援や施設入所などの相談も行い、居宅介護支援事業所や訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションと協働し、在宅復帰への支援を行う。 病病連携では、大学病院等の基幹病院で高度急性期医療を終えた患者をスムーズに受け入れ、後方支援病院として回復期機能の役割を果たす。 病診連携では、当院の機能を情報発信し、さらに地域交流会（響灘医療連携フォーラム）等を開催することで、近隣の診療所と関係を深め、相互に患者紹介を行える関係を構築する。 介護施設等との連携については、地域交流会等の開催に加え、施設担当者と関係部署との情報共有を密にし、利用者のADLの改善に努める。
(4) 救急医療への取組	芦屋町における唯一の病院として、近隣の基幹病院などとの連携を図り、迅速、かつ、適切な対応がとれる救急医療体制を充実させること。	救急告示病院として地域住民の救急医療を行う。高次救急を必要とする患者については、近隣の基幹病院などとの連携を図り、迅速な対応がとれる救急医療体制の充実に努める。
(5) 災害及び新興感染症に対する医療協力	災害時には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、または発生しようとしている場合には、芦屋町、地域の災害拠点病院及び医師会等と連携して迅速、かつ、適正な対応をとること。	災害や新興感染症が発生しようとしている場合には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、国や県、芦屋町との連携体制のもと、医師会や地域の災害拠点病院等と協力して迅速、かつ、適切に対応する。 また、新興感染症が発生した場合に備え、平時より院内感染対策の徹底や感染防護具の備蓄などの取組を実施し、新興感染症に対する医療協力及び通常診療の継続に努める。
(6) 予防医療の強化	芦屋町と連携し、後期高齢者医療制度及び社会保険や国民健康保険等を対象とした住民健診の受け入れ体制を充実させること。 企業健診などを充実し、地域で働く人の健診機会の拡大に努めること。 予防接種等を継続して実施すること。	芦屋町と連携し、後期高齢者医療制度及び社会保険や国民健康保険等を対象とした住民健診の受け入れ体制の充実に努める。 企業健診などを充実し、地域で働く人の健診機会の拡大に努める。 予防接種等については小児を除きその実施に努める。
(7) 地域包括ケアシステムへの貢献	地域包括支援センター及び医療・介護・福祉施設等の関係機関との連携を図り、協働して芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進の実現に努めること。 また、在宅ケアを支援するとともに、高齢者の健康増進及び介護予防事業に協力すること。	地域包括支援センター及び医療・介護・福祉施設等の関係機関との連携を図るとともに、協働して芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進の実現に努める。 また、在宅療養支援病院として医療及び在宅サービスにおいて切れ目のない一体的な取組を実施し在宅ケアを支援するとともに、高齢者の健康増進及び介護予防事業に協力する。

2 医療の質の向上		
(1) 医療安全の徹底	医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。 また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。	患者の医療や病院に勤務する職員の安全確保のため、医療安全に関する情報の収集や分析を行い、院内の指針に基づいて医療安全対策の徹底に努める。 ① 医療安全管理の充実 医療安全管理委員会による医療事故及びヒヤリハット事例の収集・分析を行い、発生原因・再発防止策を検討し、職員に周知徹底する。 また、院内での研修会等を計画的に実施し、外部の研修会等にも積極的に参加することを通じて安全意識と知識の向上を図る。 ② 院内感染防止対策の充実 感染制御委員会及び I C T（感染対策チーム）を中心として外部団体（K R I C T：北九州地域感染制御チーム）と連携し、院内感染対策を確立する。 また、院内研修会等を計画的に実施し、外部の研修会等にも積極的に参加することを通じて院内感染対策意識と知識の向上を図る。さらに、院内ラウンドを適宜実施し、院内感染の予防に努める。
(2) 医療従事者の確保	医療サービスの維持・向上を図るため、常勤医師の確保をはじめ、医師、看護職員及びコメディカル職員についても、職場環境の整備や教育体制の充実を図り、人材確保及び育成に取り組むこと。	働きがいのある職場環境を整備し、職員教育や研修を充実することで医師、看護職員及びコメディカル職員の確保に取り組む。 医師については、良質な医療を提供し地域医療水準の維持・向上を図る ため、常勤医師数（令和3年度：21人）の維持・増員のため大学医局との密な連携を図る。呼吸器内科・循環器内科・眼科・耳鼻咽喉科については、引き続き常勤医師の確保を目指す。在宅医療の推進にあたり、必要となる総合診療医についても確保に努める。また、タスクシフト/シェアを推進し診療に集中できる職場環境の整備を進める。 看護職員及びコメディカル職員については、各専門職における常勤職員数を維持・増員するため、教育体制及び福利厚生などのさらなる充実に努める。また、認定看護師をはじめとする病院経営に関わる資格を有する職員の資格取得費用の助成等により職員確保に取り組む。
(3) 計画的な医療機器等の整備	地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器を計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。	老朽化した医療機器は計画的に整備・更新し、診療に有効な医療機器は適宜導入することにより、費用を抑制し、かつ、医師をはじめとする医療従事者のモチベーションを高めるとともに、提供する医療の質の維持・向上を図る。 医療機器を含む施設・設備のデジタル化への対応については、電子カルテの導入をすでに終えているが、今後のさらなるデジタル化を見据え、国の方針に基づき、かつ、地域の実情を鑑み、さらなるデジタル化への対応を検討する。
(4) 第三者評価機関による評価	第三者評価機関による評価を継続して受けることにより、提供するサービス及び経営の質の向上に活用すること。	病院理念及び I S O 9 0 0 1 品質方針並びに品質マニュアルに基づき、各部署における課題抽出及び目標管理を推進する。また、職員による各部署の内部監査を実施し、組織内部での改善サイクルを確立する。

3 患者サービスの向上		
(1) 患者中心の医療の提供	患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底すること。	患者やその家族が治療内容を十分に理解し、納得した上で治療方法を選択できるように、事前説明を徹底する。 また、医師をはじめとする専門的な知識・技術を有する複数の医療従事者が、診療科や職種を超えて患者情報を共有し、連携・協働して患者中心の医療を推進するため、医療安全管理チーム、感染対策チーム、褥瘡対策チーム、及び栄養サポートチームなどチーム医療の推進に努める。
(2) 患者快適性及び職員の接遇の向上	外来では待ち時間の短縮等、病棟では快適な入院生活のための環境整備による快適性の向上を目指すこと。 職員一人ひとりが接遇の向上に努め、快適性のさらなる向上を目指すこと。	患者やその家族などの病院利用者がより快適に過ごせるよう、接遇向上に努める。 外来診療においては、診療や会計時の待ち時間の短縮に努める。また、順番待ちをしている患者及び家族に積極的に「声かけ」を行い、待ち時間による不安や不満の軽減に努める。 入院においては、入院に対する不安感や慣れない入院生活に配慮し、療養環境の快適性を高める。 また、患者満足度調査等を実施することで患者ニーズを把握し、改善につなげることで患者快適性及び職員の接遇の向上に努める。
(3) 総合相談窓口業務の充実	地域住民が抱える問題を医療・保健・介護・福祉施設等の関連機関と連携して解決できるように総合相談窓口業務の充実に努めること。	地域住民や患者及び家族が抱える問題を、医療・保健・介護・福祉施設等の関連機関と連携して解決できるよう、総合相談窓口への適切な人員配置等を行い、相談体制のさらなる充実に努める。 総合相談窓口は、外来総合待合に設置した窓口からの相談のみならず入院患者の退院支援等の相談を行い、かつ、配置する各職種の相談員が専門分野を横断的に活用し、安心してサービスを受けられるように最適なアドバイスを提供する。
(4) 地域住民への医療情報の提供	医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、地域住民を対象とした講座への講師派遣及び広報誌やホームページでの情報提供等、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。	医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、広報誌やホームページでの情報提供をおこない、地域において必要と考えられる保健医療情報の発信及び普及啓発を推進する。 自治体や教育機関、各種団体が主催する講座等へ講師を派遣し、地域住民や地域を支える者が保健医療について情報収集する場や学ぶ機会を提供する。
4 法令遵守と情報公開	医療法をはじめとする関係法令を遵守し、自治体病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。 また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。	自治体病院にふさわしい倫理観を持ち、法令等を遵守することはもとより、必要な院内規程を定め医療倫理及び行動規範の維持及び向上に努める。 診療録等の個人情報については、個人情報保護法に基づき、適正な情報取得を行い、個人の権利利益が侵害されることがないように保護管理するとともに、院内規程を定め、患者及びその家族等への情報開示請求に対して適切に対応する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項		
1 法人運営管理体制の確立	理事会等の意思決定機関のもと、地方独立行政法人法に対応した法人の運営が適切に行われるよう、法人への権限委譲と責任の所在を明確化した効率的、かつ、効果的な運営管理体制を継続すること。 また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を推進すること。	平成27年度に地方独立行政法人化され、医師をはじめとする医療職員の採用や人事考課制度の導入、また、新病院への移転や高額医療機器の購入等においてその特性を発揮し、令和2年度及令和3年度は経常黒字を達成している。今後も地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に対応した法人運営に取り組み、権限委譲と責任の所在を明確化した運営管理体制を維持する。 法人の最高決議機関である理事会では重要事項の決定を行い、病院内で判断可能な事項については運営会議で決定する。また、法人の意思決定を迅速、かつ、適切に行うために、職員の年齢層、役職別の意見を集約すること及び委員会を効率的に活用できる運営管理体制の向上に努める。 さらに、中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、毎月の収支報告及び各診療科・部門の月報の収集・分析を行い、計画の進捗状況を把握し、対策を講じる等継続的な改善への取組を行う業務運営を実施する。
2 業務運営の改善と効率化		
(1) 働き方改革への対応	国の推進する働き方改革に適切に対応すること。	令和3年度に改正された高齢者雇用安定法の趣旨である高齢者が活躍できる環境整備を図り、かつ、持続可能な経営基盤を整備するため、労働者代表や労働者代表が属する労働組合と十分な情報共有及び協議を実施し、給与や労働に関する規程等の改定を検討する。また、人事考課制度と一体的に運用する視点を持ち改定を推進する。 令和6年度から実施される医師の働き方改革に対応するため、医師の労働時間及び健康確保措置並びにタスクシフト/シェア等について検討し、必要な対応を行う。 また、医師の働き方改革におけるA水準（年960時間以下の時間外労働）を維持し、職場環境の整備に努める。
(2) 人事考課制度の適切な運用	貢献した者を的確に評価し、職員のモチベーション向上につなげるため、人事考課制度の適切な運用に努めること。	年齢や部署等にかかわらず互いにおもいやりを持った上で患者中心の医療を実践する人材を育成し、職員の成果や能力の客観的な評価に基づいて、昇給・昇格などの処遇に反映させ、モチベーション維持につなげる。人事考課制度の適切な運用をさらに推進するため、働き方改革への対応とともに、人事考課制度の運用改善についても検討を行う。
(3) 予算の弾力化	地方独立行政法人制度の特徴である、中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行により、効率的、効果的、かつ、迅速な事業運営に努めること。	中期計画の期間内で、予算科目や年度にとらわれず弾力的に運用できる会計制度を活用し、医療環境の変化に迅速、かつ、柔軟に対応する。 また、契約においては、複数年契約や複合契約などの多様な契約手法を用いることにより、効率的、かつ、効果的な事業運営に努める。

(4) 計画的かつ適切な職員配置	高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員の育成を行い、計画的、かつ、適切な職員配置を行うこと。 また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。 さらに、事務部門については、法人職員の採用や研修の充実等により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図ること。	安全で良質な医療を提供するため、高度な専門知識と技術に加え経済産業省が提唱する社会人基礎力の教育に努める。その上で地方独立行政法人化のメリットの一つである柔軟な人事管理制度を活用して、医師をはじめとする職員を計画的、かつ、適切に配置する。 医療従事者の確保については、随時採用の実施や必要に応じて常勤以外の多様な雇用形態を取り入れる。また、適材適所による人材の有効活用を図ることにより、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努める。 さらに、事務部門については持続可能な経営基盤の整備及び維持並びに継続的な改善に必要な人員を配置する。事務部門の職員については、専門性の高い法人職員の採用、中長期的な育成や研修制度の充実により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図り、運営管理体制の強化を推進する。
(5) 研修制度の推進	職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的に研修を行うこと。	専門性の向上については、専門医、認定医、認定看護師及び看護師の特定行為等の資格取得や薬剤師をはじめとするコメディカル職員の専門分野に関する研修については、職務、職責に応じた実効性のある研修を計画性をもって実施する。また、資格取得のための外部研修等については、旅費支給の支援の実施や研修期間中の待遇措置等について環境整備に努め、かつ、柔軟に対応する。 組織力の向上については、社会人基礎力（前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力の3つの能力と12の能力要素）を発揮できる人材の育成に努める。また、意思決定及び知的創造並びに人間関係的な側面が求められる組織の機能・役割を十分に発揮できるよう、組織横断的な活動を推進し、教育・研修の観点からもその強化に努める。
第4 財政内容の改善に関する事項		
1 持続可能な経営基盤の確立		
(1) 健全な経営の維持	自治体病院としての使命を継続的に果たしていくため、より一層の効率的、効果的な業務運営を行うことで、健全経営を維持し継続すること。	政策的医療に係る経費以外の経常的な事業経費については、法人の事業経営に伴う収入をもって充て、かつ、資金が一定の水準に維持されるように健全経営の維持に努める。 また、繰出基準に基づいた運営費負担金を芦屋町から繰入れる。
(2) 収入の確保	137病床を堅持し、診療報酬の改定や法改正等に的確に対処することで、収入を確保するとともに、未収金の発生防止策や回収の強化に努めること。 また、地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供及び効果的な病床管理による病床稼働率の向上及び外来患者の増加、また、在宅医療の利用者の増加により収入の増加を図ること。	地域医療構想に沿った運営を行い、137病床の堅持に努める。また、診療報酬の改定や法改正等に的確に対処することで、収入を確保するとともに、未収金の発生防止策や回収の強化に取り組む。 地域の医療機関や介護施設との連携を密にし、スムーズな患者の受入れ体制を確立し、入院・外来患者数の増加に努め、収入を確保する。さらに、在宅サービス（訪問看護、居宅介護支援事業、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション）及び健診センターの機能強化に努める。
(3) 支出の節減	医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入方法の見直しや、複数年契約など、効率的・効果的な事業運営に努め、引き続き費用の節減・合理化に取り組むこと。 病院機能の維持に必要な人員を把握し、適正な採用計画を立案することで計画的な採用に努めること。	医薬品及び診療材料等については、調達にかかる費用削減のため徹底した価格交渉の実施、後発医薬品の使用拡大等を図る。医療機器の購入や委託契約等については、購入費用とランニングコストとの総合的評価の導入、業務内容の見直し、複数年契約の導入等により、費用の削減を図る。 職員については、病院機能の維持に必要な人員数を把握し、当院の求める人材像を明らかにしたうえで効果的な採用を行い、適正な人件費率を踏まえた計画的な採用に努める。

	第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
	1	予算（令和5年度から令和8年度まで）
	2	収支計画（令和5年度から令和8年度まで）
	3	資金計画（令和5年度から令和8年度まで）

	第6 短期借入金の限度額	
	1 限度額	300百万円
	2 想定される短期借入金の発生事由	（1）業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応 （2）予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

	第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	なし
--	---	----

	第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	なし
--	-----------------------------------	----

	第 9 剰余金の使途	中期計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・改修、医療機器の購入、長期借入金償還、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。
--	------------	--

	第 10 料金に関する事項	
	1 診療料金等	病院の診療料金及びその他の諸料金は次に定める額とする。 (1) 診療料金及びその他諸料金の額は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、その他の法令等により算定した額とする。 (2) 前号の規定によらない料金は、理事長が別に定める。 (3) 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により消費税及び地方消費税が課せられる場合にあつては、前 2 号の料金について当該各号に規定する額に、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、料金の額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
	2 料金の減免	理事長は、特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより料金を減免することができる。
	3 その他	第 10 料金に関する事項に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

第5 その他業務運営に関する重要事項		第11 その他の芦屋町の規則で定める業務運営に関する事項	
		1 施設及び設備に関する計画（令和5年度から令和8年度まで）	
		2 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画	なし
		3 その他の法人の業務運営に関し必要な事項	
1 施設の維持	施設維持に必要な整備を計画的、かつ、適正に実施し、長期的に安全な施設運用に努めること。	施設については、必要な整備を計画的、かつ、適正に実施し、長期的に安全な施設維持に努める。	
2 国民健康保険診療施設の役割	国民健康保険診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ、健康の維持及び増進に寄与するとともに、総合相談窓口を維持し、適切な対応を行うこと。	国民健康保険診療施設として、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ、健康の維持及び増進に寄与する。さらに、特定健診及びがん検診等を実施し、予防医療に努める。 総合相談窓口による相談業務により、地域住民のニーズに応じた一体的な医療・介護サービスを提供することで、国民健康保険診療施設としての役割を果たす。	